2.6

●八幡製鐵所の同盟罷業

職工一萬三千

構内は火の消えたるが如し

賃金八割の値上を要求す

八幡製鐵所職工は數日前より賃金値上問題につき不穩の形勢ありたるが五日朝遂に爆發し大多數の職工は六日まで罷業を續くる計なり [illegible]

罷業

五日早くて作業を中止す

一部警戒頗る嚴重

煙一筋も立たず

◇爆發 し大多數の職工は同盟罷業をなし一部の職工の [illegible] せるも是等罷業者の手に分たるゝ [illegible] 遂に全部約一萬三千の同盟罷業を見るに至り製鐵所の [illegible] たる熔鑛爐の火の消えたるは勿論

◇構内 運搬の貨車も [illegible] 能はず [illegible] 石炭其他積卸しも [illegible] の爲め [illegible] 製鐵所に [illegible] 各所に [illegible] 止方を [illegible] るべき [illegible] 午後は多數の勞働者事務所に押し寄せ集團を造つて示威運動をなし居れり而して勞働者側の

◇要求 は六割値上にて當局は七日まで回答を與へんことを要求しつゝあるも或ひは六日によりて幾分緩和さるゝやも知れず或は [illegible]

[illegible] 加給を本給に直すと共に [illegible] 八名を選びて [illegible] 六時の交替時に [illegible] の職工を始め人夫等之に加盟して業を中止せり製鐵所は外部職工の門を堅く鎖し多數の憲兵巡査 [illegible] 部との交渉を全く斷絶し [illegible] 數の應援隊を自動車 [illegible] 居れり(八幡來電)

作業中止

百の大煙突煙を吐くなし

狼狽せる當局

[illegible] 幹部は其筋へ運行さる [illegible]

[illegible] 各自の工場に引 [illegible] る本部前の職工は [illegible] 正午より就業の態を裝へるも凡ゆる [illegible] は動かず [illegible] 回答を得るまでは絶對同盟罷業を繼續することなれるもの如し而して小倉 [illegible] は署長以下約百名の警官を引率し八幡署 [illegible] 一隊は小倉憲兵隊より [illegible] の要所々々に配置し [illegible] 本部前に [illegible] に對しても [illegible] なくして亂暴者 [illegible] る [illegible] 一方ならず該運動の策源地と目さる [illegible] 本勞友會に對しては [illegible] 警官を配置して [illegible] 十分に至り [illegible] 同會幹部 [illegible] 等 [illegible] 警察署に連行 [illegible] 工名を [illegible] (私鐵)

●製鐵所罷業

職工側要求條件

七日後六時回答

約束にて復業す

[illegible] 不穩の形勢を示しつゝありし八幡製鐵所職工は果然 [illegible] 六時頃各工場の職工八千人に至るまで出勤と同時に [illegible] 罷業をなしいよいよ容易ならざる形勢を示し來りしが午前七 [illegible] 一千餘名の職工は [illegible] 門前に集まり協議の結果 [illegible]

一、臨時手當及び臨時加給を本給に引直すこと

一、割増金は從來三日以上の缺勤者に對しては支給せざりしを改めて日割を以て各自平等に三割支給すること

一、勤務時間を十時間に短縮すること

一、住宅料は家族持は月額四圓獨身者一圓に改正すること

一、職工の現在賃銀に對して三割を增給すべし

この五ヶ條の要求條件を開議決議してロール工場 [illegible] 小型工場の吉村 [illegible] 工場の [illegible] 工場の [illegible] 一の五名を委員として中川次長に [illegible] 所に於て交渉したる結果中川次長より [illegible] 時までに回答すべしとのことにて委員は引取 [illegible] 一先づ復業することに [illegible]